

平成十三年国土交通省令第二百一十九号

船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則

(平成十三年法律第二百一十九号) 第二十二条第一項第五項の規定に基づき、及び同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される同法第五条第一項の規定を実施するため、船員に関する個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

(あつせんの申請)

第一条 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(以下「法」という。)第二十二条第一項第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第一項第一項のあつせん(以下「あつせん」という。)の申請をしようとする者は、告示で定めるあつせん申請書を当該あつせんに係る個別労働関係紛争の当事者(以下「紛争当事者」という。)に提出しなければならない。

前項の申請書は、紛争当事者である船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下「所轄地方運輸局長」という。)に提出しなければならない。

前項の申請書は、紛争当事者である船員の労務管理の事務を行なう事務所の所在地を管轄する地方運輸支局長又は海事事務所長を経由して提出することができる。

2 所轄地方運輸局長は、あつせんの申請があつた場合において、事件がその性質上あつせんをするのに適当でないと認めるとき、又は紛争当事者が不当な目的でみだりにあつせんの申請をしたと認めるときは、あつせん員にあつせんを行わせないものとする。

2 所轄地方運輸局長は、あつせん員にあつせんを行わせることとしたときは紛争当事者の双方に対して、あつせんを行わせないこととしたときはあつせんを申請したと認めたと、遅滞なく、その旨を通知するものとする。(あつせんの開始)

第三条 所轄地方運輸局長は、あつせん員にあつせんを行わせることとしたときは、あつせん候補者名簿のうちから、当該事件を担当する三人の人があつせん員(以下「あつせん員」という。)を指名するものとする。

2 所轄地方運輸局長は、紛争当事者に、あつせん員の氏名を書面により通知するものとする。(あつせん手続の実施の委任)

第四条 あつせん員は、必要があると認めるときは、あつせんの手続の一部をあつせん員のうち特定の者に行わせることができる。

(あつせん期日等)

第五条 あつせん員は、あつせんの期日を定め、紛争当事者に対して通知するものとする。

2 紛争当事者は、あつせん員の許可を得て、補佐人を伴って出席することができる。

3 紛争当事者は、あつせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理人権限の実態を証明する書面を添付して、あつせん員に提出し、許可を得なければならない。

(あつせん案の提示)

第六条 あつせん員は、紛争当事者の双方からあつせん案の提示を求められた場合には、あつせん案を作成し、これを紛争当事者の双方に提示するものとする。

(関係労使を代表する者からの意見聴取)

2 紛争当事者は、あつせん案を受諾したときは、その旨を記載した書面をあつせん員に提出しなければならない。

(関係労使を代表する者からの意見聴取)

2 紛争当事者は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第二十二条第四項の規定により読み替えて準用する法第十四条の規定に基づき、関係労使を代表する者又は関係事業主を代表する者から意見を聞くものとする。

一 紛争当事者の双方から申立てがあつたとき。

二 紛争当事者の一方から申立てがあつたとき。

三 紛争当事者の一方又は双方があつせんの打切りを申し出たとき。

四 法第二十二条第四項の規定により読み替えて準用する法第十四条の規定による意見聴取その他あつせんの手続の進行に関する紛争当事者間で意見が一致しないため、あつせんの手続の進行に支障があると認めるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、あつせんを方に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(手続の非公開)

第七条 あつせん員は、前項の規定によりあつせんを開しない。

(所轄地方運輸局長への報告)

2 あつせん員は、その行うあつせんの事務が終了したときは、所轄地方運輸局長に対し、速やかに、あつせんの経過及び結果を報告しなければならない。

(権限の委任)

第八条 あつせん員は、法第二十二条第四項の規定により読み替えて準用する法第十四条の規定に基づき意見を聞く場合には、当該あつせん員を指名した所轄地方運輸局長の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体に対して、期限を付して関係労使者を代表する者又は関係事業主を代表する者の指名を求めるものとする。

2 前項の求めがあった場合には、当該労働者団体又は事業主団体は、当該事件につき意見を述べる者の氏名及び住所をあつせん員に通知するものとする。

(あつせんの打切り)

第九条 あつせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第二十二条第四項の規定による。この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

り読み替えて準用する法第十五条の規定に基づき、あつせんを打ち切ることができる。

一 第三条第二項の通知を受けた紛争当事者の一方からあつせんの申請があつたときは他の紛争当事者に限る。)が、あつせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。

二 第六条第一項の規定に基づき提示されたあつせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。

三 紛争当事者の一方又は双方があつせんの打切りを申し出たとき。

四 法第二十二条第四項の規定により読み替えて準用する法第十四条の規定による意見聴取その他あつせんの手続の進行に関する紛争当事者間で意見が一致しないため、あつせんの手続の進行に支障があると認めるとき。

五 前各号に掲げるもののほか、あつせんによつては紛争の解決の見込みがないと認めるとき。

六 前各号に掲げるもののほか、あつせんを方に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(施行期日)

附則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第七七号) 抄

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

(施行期日)

附則 (平成二〇年九月一日国土交通省令第七九号) 抄

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(施行期日)

附則 (平成二〇年九月一日国土交通省令第七九号) 抄

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

(施行期日)

附則 (平成二〇年九月一日国土交通省令第七九号) 抄

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(施行期日)

附則 (平成二〇年九月一日国土交通省令第七九号) 抄

附則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

(施行期日)

附則 (平成二〇年九月一日国土交通省令第七九号) 抄

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。